

# 第三管区海上保安本部公示第3号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年1月29日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

## 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 東京港埠頭株式会社

（2）住 所 東京都江東区青海二丁目4番24号青海フロンティアビル10階

## 2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 千葉県千葉市美浜区美浜地先（測量区域図のとおり）

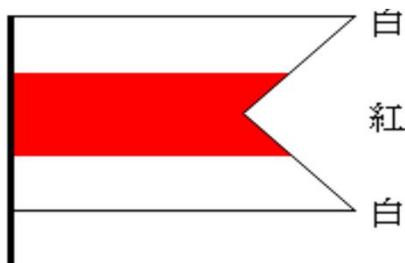
（2）期 間 令和8年2月16日から令和8年3月30日

## 3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

## 4 航行船舶に対する安全措置

（1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



（2）三管区水路通報に掲載する。

## 測量区域図

